

第3回 富士川町小中学校のあり方懇話会

令和元年10月21日(月)
午後7時30分～
町教育文化会館3階会議室

【次 第】

1 開 会

2 あいさつ

3 前回会議録について

4 協議事項

(1) 本懇話会のこれまでの会議についての確認事項

(2) 懇話会での質問事項について

(3) 懇話会での意見について

5 その他

6 閉 会

富士川町小中学校のあり方懇話会で出された質問及び回答

	質問内容	回答
1	なぜこういう場を作って意見を聞くのか。（地区委員）	保護者、学校関係者、地域の方等幅広い方々からの意見を参考にし、今後の小中学校の適正な規模等の指針となる「第2次富士川町学校規模適正化基本方針」を策定するため、この懇話会を設置した。
2	再編・統合という言葉の意味を確認したい。（鰍小）	中学校を再編し、新たな中学校として統合するという意味で「再編（統合）」という言葉を使わせていただいたが、具体的には、増穂中学校と鰍沢中学校の両校を廃校として、1つの新しい中学校を設立するという意味である。今後どのような表現としていくのか検討する。
3	①これまでいつの段階でどのような話し合いが始まり、誰が呼ばれたのか（南小）	H27年度末の増穂西小学校の閉校以降、H27.6月、H29.6月、H30.6月の町議会において、町内中学校の再編に関する一般質問がされた。また、H30.9月には町長及び教育委員が出席する町総合教育会議において、児童生徒数の減少を見据え、今後の町内小中学校のあり方について考えていく必要があるのではないかとの議論がされた。こうしたことから、教育委員会では、今後の小中学校のあり方（適正な学校規模・配置・教育制度）について検討するため、町内の学校長経験者を委員とした富士川町小中学校のあり方検討会をH30.11月に設置し、本年3月に検討会から教育委員会に提言書が提出された。この提言書を受け、教育委員会では、第2次富士川町学校規模適正化基本方針の策定に向けて、3月から7月までの間、教育委員で今後の小中学校のあり方について協議がされた。その後、協議された内容について、保護者、地域住民、学校関係者等から幅広く意見を聞き、基本方針策定の参考とするため、富士川町小中学校のあり方懇話会を設置した。
	②今後の予定はどうなっていくのか。（南小）	今後は、懇話会から出された意見を参考に教育委員の中で協議し、第2次富士川町学校規模適正化基本方針（案）を策定していく。方針案については、町の要綱に基づき、パブリックコメントを実施し、広く町民等から意見を受けるとともに、各学校等の保護者にも配布し意見を求めていく。その後、今年度中に最終的な基本方針を決定し、翌年度には、保護者、住民等に対し、基本方針についての説明会を実施していく予定である。

4	今回どのような資料を提示し、PTAからの意見を求めたのか。（学識経験委員）	ホームページに第1回懇話会の資料を公表し、誰でも資料を見られるような環境を整えた。
5	現在、少人数教育を希望し、鰍沢中学校へ通っている生徒がいるのか。（学識経験委員）	少人数教育を希望し、鰍沢中学校に通っている生徒はいない。
6	保護者等からの意見の多数が教育委員会の方針と違う場合は、方向性が変わることがあるのか。（地区委員）	出された意見を参考に方針を出していくことになるが、意見の数ということではなく子どもたちにとってどのような教育環境が必要であるのかという議論をし、検討していく。
7	懇話会はあと何回開催されるのか。（PTA委員）	第1回、2回懇話会で出された意見について、第3回懇話会でとりまとめていく。そのほか意見があるようであればお聞きする。
8	統合した場合、通学手段についてどのように考えているのか。（増小・鰍小・保育所）	スクールバスの運行範囲や自転車通学について、今後検討していく。
9	学校規模のクラスについては示されているが、1クラスの適正な人数はあるのか。統合した場合、クラスの人数が今より多くなるのか少なくなるのか。（増小）	1学級あたりの標準人数 ◆国の基準 40人以下 ◆山梨県の基準 小学校1・2年生 30人以下 小学校3年～中学校3年 35人以下 現状では、山梨県の基準によりクラス編成をしていくこととなり、教員数もこのクラス編成で決定される。（別紙1）
10	I(4)学校施設整備の状況の中で、「大規模改修等の施設整備を計画的に進めていく」とあるが、この予算はいくらか。（南小）	現時点では不明である。どのような改修がいつ頃必要になってくるか把握するため、今年度、各学校施設の長寿命化計画を策定している。
11	鰍中は築何年か。（南小）	築40年(昭和54年建築) 平成13年耐震補強工事実施
12	Ⅲの方針の中で、小中学校の児童生徒数が今後、少なくなっていくことが示された後で「小中連携教育を推進していくこと」とあるが、この表現の意図は何かあるのか。例えば小中連携が簡単にできるよう、小学校を統合することを視野に入れているのか。（南小）	現時点においても、増穂中学校、鰍沢中学校の単位で小中連携教育を実施している。今後、中学校が統合することとなった場合には、1つの中学校と3つの小学校の単位でスムーズに小中連携が実施できるよう、引き続き推進していく。
13	本当に子どもたちのことを考えているのであれば、統合したときのメリットデメリット、小規模校のメリットデメリットを検討してくれているのか。（南小）	教育委員会では、今後の中学校の小規模化を懸念している。小規模校における教育効果、人間関係や生活環境、学校経営や運営面等の観点からのメリットやデメリットも挙げながら、子どもたちにとっての望ましい教育環境のあり方について、これまで検討してきた。（別紙2）

14	IV(1)学校の適正規模のところで、町内小中学校の現状の学校の適正規模はどうなっているのか。今後、これを変更するということか。今年度中に基本方針を決めるということは、適正規模を決定するということか。(南小)	現在の学校の適正規模については、平成25年に策定された「富士川町学校規模適正化基本方針」により、小中学校ともに「1学年1学級を下限とする。」としている。この基本方針を見直し、「第2次富士川町学校規模適正化基本方針」を策定し、学校の適正規模や適正配置を決定していく。
15	今年度中に基本方針を決めていくということであるが、今後どのように進めていくのか。(南小)	第2回懇話会でお示ししたスケジュールのとおり進めていく考えである。
16	今後、地域やPTAに意見を聞く機会があるのか。(南小)	今後、教育委員会が策定する方針案をホームページや教育委員会窓口で公表し、パブリックコメントにより町民等から意見を公募するとともに、各学校等の保護者にも配布し意見を求めていく。その後、提出された意見を参考にし、最終的な方針を決定する。また、提出された意見に対する教育委員会の考え方を公表していく。
17	今回一度意見を聞いて終わりか。まだ意見を聞く機会があるか。(南小)	
18	町として、南小に児童を呼び込む活動はしていないのか。(南小)	特定の学校に児童生徒を呼ぶということではなく、町の政策として、子育て支援事業や定住促進事業を推進している。
19	新たな中学校を設置した場合の校舎はどこになるのか。(鰍小)	方針を町へ提出後、町部局と検討していく。
20	この懇話会について、次年度のPTA会長に引き継ぐ必要があるか。(PTA委員)	この懇話会については、意見をとりまとめた段階で終了となるため、とりまとめた意見についてを引き継いでいただきたい。

小学校児童数の推移

R1.8.1現在

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
小学校													
増穂小	1年	61	92	74	78	64	63	68	—	—	—	—	—
	2年	83	61	92	74	78	64	63	68	—	—	—	—
	3年	102	83	61	92	74	78	64	63	68	—	—	—
	4年	87	102	83	61	92	74	78	64	63	68	—	—
	5年	118	87	102	83	61	92	74	78	64	63	68	—
	6年	91	118	87	102	83	61	92	74	78	64	63	68
	合計	542	543	499	490	452	432	439	347	273	195	131	68
増穂南小	1年	2	1	6	0	2	1	2	—	—	—	—	—
	2年	3	2	1	6	0	2	1	2	—	—	—	—
	3年	3	3	2	1	6	0	2	1	2	—	—	—
	4年	4	3	3	2	1	6	0	2	1	2	—	—
	5年	5	4	3	3	2	1	6	0	2	1	2	—
	6年	5	5	4	3	3	2	1	6	0	2	1	2
	合計	22	18	19	15	14	12	12	11	5	5	3	2
鰺沢小	1年	10	14	17	15	16	16	24	—	—	—	—	—
	2年	17	10	14	17	15	16	16	24	—	—	—	—
	3年	14	17	10	14	17	15	16	16	24	—	—	—
	4年	20	14	17	10	14	17	15	16	16	24	—	—
	5年	20	20	14	17	10	14	17	15	16	16	24	—
	6年	27	20	20	14	17	10	14	17	15	16	16	24
	合計	108	95	92	87	89	88	102	88	71	56	40	24
総 計		672	656	610	592	555	532	553	446	349	256	174	94

※ R2年度の1年生は、R1.8.1現在見込数

※ R3年度以降の網掛け部は、住民基本台帳から計上

別紙 1

中学校の生徒数と学級数の推移

(上段:生徒数/下段:学級数)

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
増穂中	1年	111	96	123	91	105	86	63	93	80	78	66	64	70
		4	3	4	3	3	3	2	3	3	3	2	2	2
	2年	111	111	96	123	91	105	86	63	93	80	78	66	64
		4	4	3	4	3	3	3	2	3	3	3	2	2
	3年	76	111	111	96	123	91	105	86	63	93	80	78	66
		3	4	4	3	4	3	3	3	2	3	3	3	2
	合計	298	318	330	310	319	282	254	242	236	251	224	208	200
		11	11	11	10	10	9	8	8	8	9	8	7	6
鰺沢中	1年	31	27	20	20	14	17	10	14	17	15	16	16	24
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2年	20	31	27	20	20	14	17	10	14	17	15	16	16
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3年	16	20	31	27	20	20	14	17	10	14	17	15	16
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	67	78	78	67	54	51	41	41	41	46	48	47	56
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総 計		365	396	408	377	373	333	295	283	277	297	272	255	256

※ R2年度～R7年度は、小学校の児童数を計上、R8年度～R13年度は、住民基本台帳から計上(R1.8.1現在)

統合した場合

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
新設中	1年	142	123	143	111	119	103	73	107	97	93	82	80	94
		5	4	5	4	4	3	3	4	3	3	3	3	3
	2年	131	142	123	143	111	119	103	73	107	97	93	82	80
		4	5	4	5	4	4	3	3	4	3	3	3	3
	3年	92	131	142	123	143	111	119	103	73	107	97	93	82
		3	4	5	4	5	4	4	3	3	4	3	3	3
	合計	365	396	408	377	373	333	295	283	277	297	272	255	256
		12	13	14	13	13	11	10	10	10	10	9	9	9

小規模・過小規模校におけるメリットとデメリット

	メリット	デメリット
教育効果	・生徒に目が届きやすい ・きめ細やかな教育が可能 ・個々の個性や適正に合わせた教育が可能 ・授業や運動会、文化祭などの学校行事でも児童生徒の活躍する場を多く設定できる。	・集団活動の機会が少なく、社会性の醸成が図りにくい ・児童生徒同士の評価が固定化されやすく、学習意欲や競争心に問題が生じやすい ・多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合う側面が弱い
人間関係・生活環境	・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい ・異学年間の交流が生まれやすい ・一人一人の出番があり、責任をもって当番等の仕事を行うことができる ・全教職員が全校の一人一人の特性などを把握しやすく、指導が行き届く	・クラス替えなどがなく、人間関係が固定化されるので、人との関わりの中で多様なものの見方、考え方に触れる機会が少ない ・部活動の選択に限界が生じる ・固定的な人間関係により、一度関係が悪くなると改善が難しい状況が出てくる ・教師に依存する傾向が強くなり、社会性が育ちにくい面がある
学校経営・運営面	・児童生徒一人一人の個性や課題について教職員が知り、共通理解をしながら指導にあたる体制が作りやすい ・家庭や地域の支援を得やすいので、地域の力を生かす学校経営を進めやすい ・教職員間の意思の疎通や相互の連携が図りやすい	・教職員の校務分掌等が増す ・教職員同士の切磋琢磨の機会が少なくなる ・物事を多面的に捉える論議がされにくいことがある ・出張や研修等の調整が難しくなる
その他	・保護者や地域との連携が図りやすい ・学校生活全般にわたり、児童生徒一人一人に全職員が関わりながら指導することができる ・災害時に児童生徒の把握がしやすい	・現状の学級編成や教職員配置の基準や規定では、子ども・教師・保護者にとって効率的な教育活動に困難をきたす側面がある

(公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文部科学省)・先進事例等による)